

令和3年海審第4号

裁 決
旅客船A旅客負傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、海難審判所は、理事官福島正人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年12月2日16時25分

鹿児島県根占港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 19.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 515キロワット

3 事実の経過

(1) 設備

Aは、最大搭載人員が旅客64人及び船員2人のFRP製旅客船で、船体中央より少し後方の上甲板上に、右舷側前部を操縦区画、右舷側後部及び船体中心部の通路を挟んで左舷側を旅客区画（以下「中央客室」という。）とした甲板室を、同室前方から船首部までの間に一段低い旅客区画（以下「前部客室」という。）をそれぞれ配置し、甲板室と前部客室とは船体中心部の階段によって連絡されていた。

操縦区画には、前部右舷側に舵輪を有し、舵輪の右側に機関遠隔操縦装置が、舵輪前方の棚に左舷側から自動操舵装置、機関計器盤及びGPSコンパスが、その前方の一段高い棚に左舷側からGPSプロッター、レーダー、後部甲板用カメラモニター及び前部客室用同モニターが、舵輪の左下に船内放送装置がそれぞれ備えられ、舵輪後方に操縦者用の椅子、その左側に乗組員用の折り畳み式の椅子がそれぞれ設置されていた。

客室内の定員は53人で、前部客室には、船体中心部の通路を挟んで最前列両舷に2人掛けの椅子席、その後方両舷に3人掛けの椅子席が7列の合計46人分の座席が、中央客室には、左舷側に2人掛けの椅子席が2列、右舷側に車椅子を固定できる3人掛けの椅子席が1列の合計7人分の座席がそれぞれ設置され、シートベルトが中央客室の3人掛けの椅子席に備えられていた。

(2) Aの運航形態

A社は、Aを旅客等の輸送を行う一般旅客定期航路事業に従事させ、鹿児島県指宿港と対岸の根占港間を結ぶ航路に1日1往復の便を就航させており、指宿港及び根占港の出港時刻を、それぞれ09

時 00 分及び 16 時 20 分としていた。

(3) a 受審人の経歴

(省略)

(4) 安全管理規程等

A社は、海上運送法に基づく安全管理規程を定め、経営トップが安全統括管理者及び運航管理者を兼任し、根占営業所に運航管理補助者 1 人を選任して配置していた。

安全管理規程には、「船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。」と、また、「船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。」とそれぞれ規定され、風速については 10 分間の平均風速と定義されており、運航の可否の具体的な判断基準や基準経路等については運航基準に定められていた。

運航基準には、発航の可否判断について、発航地港内の気象・海象が、風速毎秒 10 メートル（以下、風速については毎秒のものを示す。）以上、波高 0.5 メートル以上、視程 500 メートル以下の条件の一に達していると認めるとき、又は、航行中に遭遇する気象・海象が、風速 15 メートル以上、波高 1.0 メートル以上の条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない旨が規定されていた。

また、基準航行の可否判断等について、「船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が 500 メートル以下となったときは、基

準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。」と規定されていた。

そして、Aの速力基準について、最微速力が機関回転数毎分600（以下、機関回転数については毎分のものをいう。）の5ノット、微速力が同1,000の8ノット、半速力が同1,300の11ノット、航海速力が同2,060の20ノットと規定されていた。

(5) 根占港

根占港は、大隅半島南西部の南大隅町に位置する港口が北西方に開いた地方港湾で、同港北側を流れる雄川との間に甲導流堤と北防波堤が、また、港口南側には南防波堤及び南沖防波堤がそれぞれ築造され、東側の港奥にはフェリー岸壁、揚荷岸壁及び船だまりがあり、港口と港奥とは東西方向に長さ約750メートルの水路によって結ばれ、水路の幅は港口付近で約90メートル、最狭部が約60メートルであった。

(6) 鹿児島地方気象台発表の気象・海象情報

鹿児島地方気象台は、東シナ海の前線を伴った低気圧が東北東進することから、令和元年12月1日11時35分鹿児島海域に海上風警報、16時04分南大隅町に波浪注意報、翌2日04時27分同町に強風注意報をそれぞれ発表し、11時35分の発表では、鹿児島海域で、北西の風が強く、最大風速は15メートル、3日09時までに次第に弱まる見込みと、15時35分の発表では、南大隅町で、風の注意期間が3日明け方まで、ピークは2日夕方、北西の風、外海での最大風速は13メートル、波の注意期間が3日明け方まで、ピークは2日夕方、波高は3メートルとそれぞれ報じていた。

(7) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか1 人が乗り組み、旅客5 5 人を乗せ、船首0. 6メートル船尾2. 2メートルの喫水をもって、令和元年1 2月2日1 6時2 0分根占港を折返し便として発し、指宿港に向かった。

ところで、a 受審人は、平素、運航の可否判断について運航管理者と協議することはなく、その判断を任されており、客室が満席状態で運航したことはなかった。

また、a 受審人は、鹿児島県山川港と根占港を結ぶフェリーBが運航を休止していたため、同船に乗船予定だった高齢の団体客を含む旅客をAに乗船させることとなり、前部及び中央両客室の椅子席に5 3人を、両客室間の階段に1 人及び操縦区画の折り畳み式の椅子に1 人をそれぞれ腰掛けさせ、前部客室の船首部付近で船体動揺に注意するように口頭で旅客に伝えたものの、その内容が同部付近の旅客に伝わらず、船内放送装置を使用した出港時の船内放送を失念していたものであった。

発航に先立ち、a 受審人は、根占営業所で待機中、携帯電話で気象情報サイトの天気図を、テレビ放送のニュースで気象情報をそれぞれ確認したものの、鹿児島海域に海上風警報が、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表されていたこと、並びに風波のピークが当日の夕方であることを知らなかったところ、午後になって風が次第に強まり、発航前には同営業所の風速計で平均風速が1 0メートル、突風時の風速が1 4メートルないし1 5メートルとなったことを知り、港内の風速が運航基準に定める発航中止の条件に達し、同条件下で発航すると船体の動揺により安全な航行が困難となるおそれがあったが、平素より速力を落とせば無難に航行できるものと思い、運航基準に従って発航中止の措置をとらなかった。

a 受審人は、増速しながら根占港内の水路を西行して港口に至り、

16時24分半少し前根占港北防波堤灯台から192度（真方位、以下同じ。）50メートルの地点で、波浪に対して船首を立てるために針路を334度に定め、航海速力より減じて機関を回転数1,200にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、波浪を船首部に受けながら続航中、16時25分根占港北防波堤灯台から322度160メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、船首部が、高起した波浪を受けて持ち上げられ、波浪の谷間に降下して上下に動揺し、前部客室の最前列及び2列目の両舷椅子席並びに左舷側4列目の椅子席にそれぞれ腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を椅子席又は床面に打ち付けた。

当時、天候は曇りで、風力5の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、波高1メートルないし1.5メートルの波浪があり、鹿児島海域に海上風警報が、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、旅客4人が約2か月の入院加療を要する第1腰椎破裂骨折、第2腰椎椎体骨折及び第12胸椎圧迫骨折を、旅客1人が約1か月の入院加療を要する第1腰椎破裂骨折を、旅客4人が約3か月の通院加療を要する第1腰椎圧迫骨折、第11胸椎圧迫骨折及び第12胸椎圧迫骨折をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件旅客負傷は、鹿児島海域に海上風警報、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、北北西風が連吹する状況下、根占港において、港内の風速が運航基準に定める発航中止の条件に達した際、

運航基準に従って発航中止の措置をとらずに発航し、港口を出て波浪に対して船首を立てて航行中、波浪により船首部が上下に動揺して、前部客室の椅子席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を椅子席又は床面に打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、鹿児島海域に海上風警報、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、北北西風が連吹する状況下、根占港において、港内の風速が運航基準に定める発航中止の条件に達した場合、同条件下で発航すると船体の動揺により安全な航行が困難となるおそれがあったから、運航基準に従って発航中止の措置をとるべき注意義務があった。しかるに、a 受審人は、平素より速力を落とせば無難に航行できるものと思い、運航基準に従って発航中止の措置をとらなかった職務上の過失により、発航し、港口を出て波浪に対して船首を立てて航行中、波浪により船首部が上下に動揺して、前部客室の椅子席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を椅子席又は床面に打ち付ける事態を招き、旅客9人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月11日

海難審判所

審判長 審判官 覺 前 修

審判官 福島 千太郎

審判官 山 岸 雅 仁